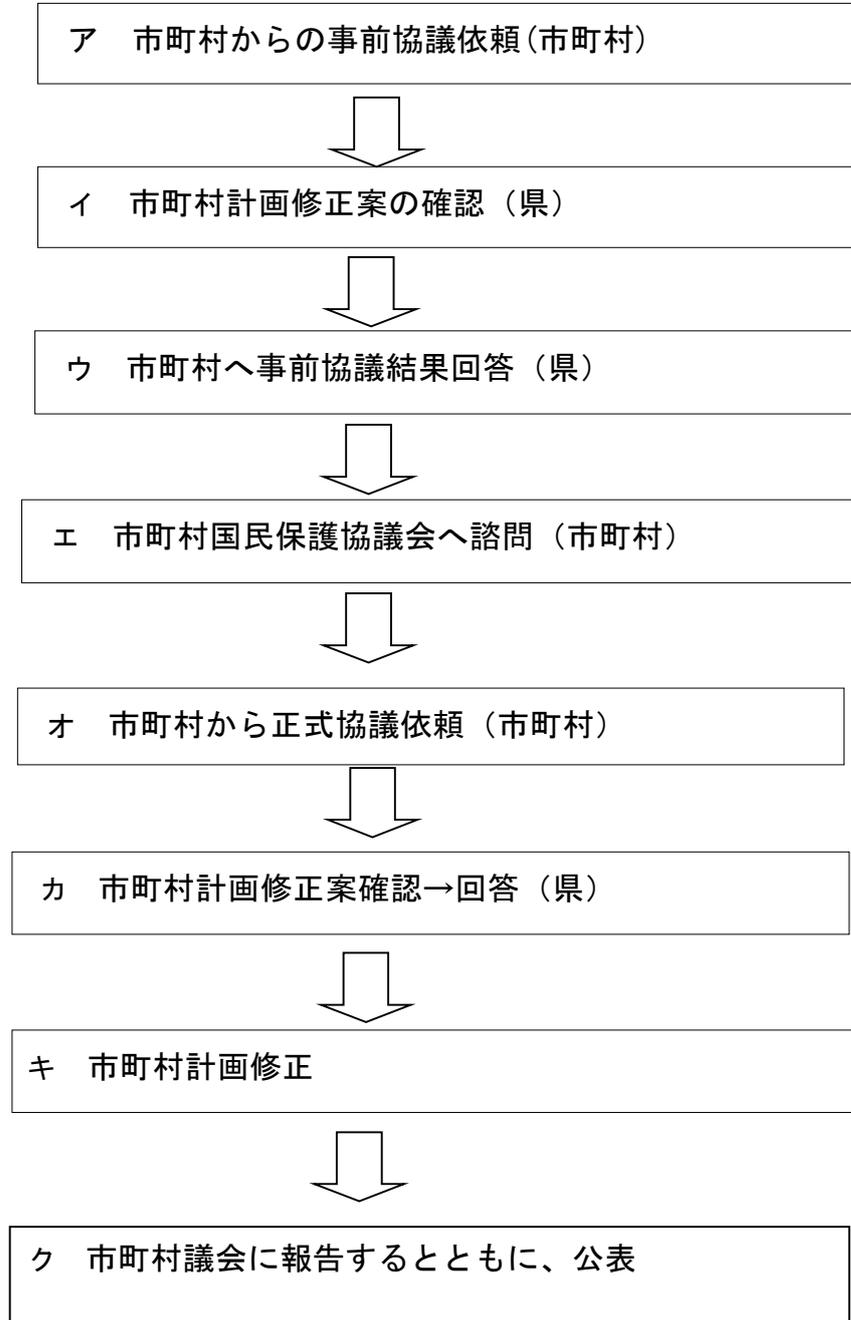


市町村国民保護計画の事務の流れ

(1) 具体的な事務の流れについて

概ね以下のような流れで事務を進める。



ア 市町村からの事前協議依頼

- ・事前協議については、法定の協議ではなく、任意のものであるため、決まった書式などはないが、市町村は、以下の書類（電子データ）を県へ提出する。
 - (ア) 市町村担当課長から県危機管理課長あて事前協議依頼通知
 - (イ) 計画修正案
 - (ウ) 新旧対照表及び修正の概要

イ 市町村計画修正案の確認

- ・県は、国の基本指針及び県計画と照合し、修正が必要な部分があったら、意見する。

ウ 市町村へ事前協議結果回答

- ・イの確認を踏まえ、県危機管理課長から市町村担当課長あての回答通知を送付する。
- ・修正や補足が必要な事項を別添の様式を参考に取りまとめ、通知に添付して回答する。
- ・特に意見がない場合は、「意見なし」の旨を回答し、市町村長から知事あての正式協議を依頼する。
- ・市町村においては、県からの意見を受け、修正案の見直しを検討する。内容の見直しを行った修正案について、市町村から再度事前協議を受ける。基本的には「意見なし」通知を発出するまで、事前協議を繰り返す。市町村から再度の事前協議受ける場合は、県が送付した意見に対する対応を説明する資料の添付を依頼する。

エ 市町村国民保護協議会へ諮問

- ・計画の作成又は、変更するときは、予め市町村協議会に諮問しなければならない。

オ 市町村から正式協議依頼

- ・正式に市町村長から知事あての協議依頼通知を発出する。

カ 市町村計画修正案確認→回答

- ・県知事から市町村あてに回答通知発出する。

キ 市町村計画修正

- ・市町村計画の修正

ク 市町村議会への報告及び公表

- ・市町村へ議会への報告及び公表